

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前							
○川崎市市民館条例							○川崎市市民館条例							
昭和47年3月28日条例第38号							昭和47年3月28日条例第38号							
別表（第11条関係）							別表（第11条関係）							
種別			金額				種別			金額				
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日	
			9時～11時 30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時				9時～11時 30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時	
ホ ル	大 ホ ル	中原	4,070円	6,050円	10,010円	20,130円	ホ ル	大 ホ ル	中原	3,700円	5,500円	9,100円	18,300円	
		幸	7,260円	9,680円	16,720円	33,660円			幸	高津	6,600円	8,800円	15,200円	30,600円
		高津	550円	1,210円	1,650円	3,410円				宮前	500円	1,100円	1,500円	3,100円
		多摩								1,100円				
麻生									リハ サル室					
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	
会 議 室	大 会 議 室	幸	3,850円	5,390円	6,930円	16,170円	会 議 室	大 会 議 室	幸	3,500円	4,900円	6,300円	14,700円	
		高津	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円			幸	1,900円	2,400円	3,100円	7,400円	
		宮前												1,760円
多摩									第1 会 議 室					
麻生									第1 会 議 室					

改正後							改正前						
		中原 高津 宮前	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>	<u>5,170円</u>			中原 高津 宮前	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>
第2会 議室	宮前	幸	<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,750円</u>	<u>6,600円</u>	第2会 議室	宮前	幸	<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>
		中原 高津 麻生	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>	<u>5,170円</u>			中原 高津 麻生	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>
		多摩	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,320円</u>	<u>3,190円</u>			多摩	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,900円</u>
第3会 議室	高津	幸	<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,750円</u>	<u>6,600円</u>	第3会 議室	高津	幸	<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>
		中原 宮前 麻生	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>	<u>5,170円</u>			中原 宮前 麻生	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>
		多摩	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,320円</u>	<u>3,190円</u>			多摩	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,900円</u>
第4会 議室	幸	中原 多摩	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>	<u>5,170円</u>	第4会 議室	幸	中原 多摩	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>
		宮前	<u>2,090円</u>	<u>2,640円</u>	<u>3,410円</u>	<u>8,140円</u>			宮前	<u>1,900円</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,100円</u>	<u>7,400円</u>
		高津 麻生	<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,750円</u>	<u>6,600円</u>			高津 麻生	<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>
第5会 議室	高津		<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,750円</u>	<u>6,600円</u>	第5会 議室	高津		<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>
		中原 多摩	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>	<u>5,170円</u>			中原 多摩	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>
第6会 議室	中原 高津		<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,750円</u>	<u>6,600円</u>	第6会 議室	中原 高津		<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>

改正後							改正前						
教養室	集会室	多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	集会室	多摩	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円	
		菅生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		菅生	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円	
		岡上	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		岡上	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円	
	音楽室	幸	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	音楽室	幸	1,900円	2,400円	3,100円	7,400円	
		中原						中原					
	第1音楽室	高津	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	第1音楽室	高津	1,900円	2,400円	3,100円	7,400円	
	第2音楽室	高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	第2音楽室	高津	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円	
	和室	幸	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	和室	幸	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円	
		中原						中原					
		高津						高津					
		宮前						宮前					
		多摩						多摩					
	麻生						麻生						
	日吉	660円	770円	1,100円	2,530円		日吉	600円	700円	1,000円	2,300円		
	橘						橘						
	菅生	880円	990円	1,320円	3,190円		菅生	800円	900円	1,200円	2,900円		
料理室	幸	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	料理室	幸	1,900円	2,400円	3,100円	7,400円		
	中原						中原						
	高津						高津						
	宮前						宮前						
	多摩						多摩						
	麻生						麻生						
実習室	幸	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	実習室	幸	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円		
	中原						中原						
	高津						高津						
	宮前						宮前						

改正後							改正前							
		多摩 麻生							多摩 麻生					
		日吉 橘	880円	990円	1,320円	3,190円			日吉 橘	800円	900円	1,200円	2,900円	
視聴覚 室		中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円			視聴覚 室	中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,900円	2,400円	3,100円	7,400円
学習室		菅生	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円			学習室	菅生	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
		岡上	880円	990円	1,320円	3,190円				岡上	800円	900円	1,200円	2,900円
第1学 習室		多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円			第1学 習室	多摩	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
		日吉	880円	990円	1,320円	3,190円				日吉	800円	900円	1,200円	2,900円
		橘	660円	770円	1,100円	2,530円				橘	600円	700円	1,000円	2,300円
第2学 習室		多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円			第2学 習室	多摩	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
		日吉 橘	880円	990円	1,320円	3,190円				日吉 橘	800円	900円	1,200円	2,900円
第3学 習室		日吉 橘	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円			第3学 習室	日吉 橘	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
		橘	880円	990円	1,320円	3,190円				橘	800円	900円	1,200円	2,900円
第4学 習室		日吉 橘	880円	990円	1,320円	3,190円			第4学 習室	日吉 橘	800円	900円	1,200円	2,900円
茶華道 室		岡上	880円	990円	1,320円	3,190円			茶華道 室	岡上	800円	900円	1,200円	2,900円
体育室		中原 高津 麻生	440円	770円	1,320円	2,530円			体育室	中原 高津 麻生	400円	700円	1,200円	2,300円
		幸	330円	550円	1,100円	1,980円				幸	300円	500円	1,000円	1,800円

改正後					改正前																				
	宮前 多摩					宮前 多摩																			
	岡上	220円	330円	660円	1,210円	岡上	200円	300円	600円	1,100円															
備考					備考																				
<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を使用するときは、規定使用料の2割を増徴する。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>					入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を使用するときは、規定使用料の2割を増徴する。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴する。</p> <p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>					入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
入場料金	増徴の割合																								
1,000円未満	5割																								
1,000円以上3,000円未満	10割																								
3,000円以上	20割																								
入場料金	増徴の割合																								
1,000円未満	5割																								
1,000円以上3,000円未満	10割																								
3,000円以上	20割																								

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前								
○川崎市教育文化会館条例 昭和42年3月23日条例第18号					○川崎市教育文化会館条例 昭和42年3月23日条例第18号								
別表（第11条関係）					別表（第11条関係）								
種別		金額				種別		金額					
		午前 9時～11時 30分	午後 0時30分～ 4時30分	夜間 5時30分～ 9時30分	全日 9時～9時 30分			午前 9時～11時 30分	午後 0時30分～ 4時30分	夜間 5時30分～ 9時30分	全日 9時～9時 30分		
ホー ル	大ホール	39,270円	62,260円	78,320円	179,850円	ホー ル	大ホール	35,700円	56,600円	71,200円	163,500円		
	第1楽屋	770円	990円	1,320円	3,080円		第1楽屋	700円	900円	1,200円	2,800円		
	第2楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円		第2楽屋	1,100円	1,800円	2,400円	5,300円		
	第3楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円		第3楽屋	1,100円	1,800円	2,400円	5,300円		
	第4楽屋	220円	220円	330円	770円		第4楽屋	200円	200円	300円	700円		
	リハーサル 室	990円	1,760円	2,090円	4,840円		リハーサル 室	900円	1,600円	1,900円	4,400円		
種別		9時～12時	1時～5時	6時～9時 30分	9時～9時 30分	種別		9時～12時	1時～5時	6時～9時 30分	9時～9時 30分		
イベ ント ホー ル	区画しない 場合	5,280円	6,270円	8,250円	19,800円	イベ ント ホー ル	区画しない 場合	4,800円	5,700円	7,500円	18,000円		
	区画 する 場合	Aホー ル	1,760円	2,090円	2,750円		6,600円	区画 する 場合	Aホー ル	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
		Bホー ル	1,760円	2,090円	2,750円		6,600円		Bホー ル	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
	Cホー ル	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		Cホー ル	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円		
会議	大会議室	3,190円	4,730円	8,030円	15,950円	会議	大会議室	2,900円	4,300円	7,300円	14,500円		

		改正後			
室	第1会議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第2会議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第3会議室	990円	1,210円	1,650円	3,850円
	第4会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第5会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第6会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第7会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	談話室	2,530円	3,520円	4,730円	10,780円
教養室	第1学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第2学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第3学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第4学習室	990円	1,210円	1,650円	3,850円
	第5学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第6学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	実習室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	美術工芸室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	茶華道教室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	視聴覚教室	3,080円	4,070円	5,170円	12,320円
	料理教室	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
	種別	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
分館	第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
	第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
	実習室	880円	990円	1,320円	3,190円
	和室	660円	770円	1,100円	2,530円

備考

1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

		改正前			
室	第1会議室	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
	第2会議室	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
	第3会議室	900円	1,100円	1,500円	3,500円
	第4会議室	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
	第5会議室	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
	第6会議室	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
	第7会議室	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
	談話室	2,300円	3,200円	4,300円	9,800円
教養室	第1学習室	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
	第2学習室	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
	第3学習室	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
	第4学習室	900円	1,100円	1,500円	3,500円
	第5学習室	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
	第6学習室	1,100円	1,600円	2,000円	4,700円
	実習室	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
	美術工芸室	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
	茶華道教室	1,600円	1,900円	2,500円	6,000円
	視聴覚教室	2,800円	3,700円	4,700円	11,200円
	料理教室	1,900円	2,400円	3,100円	7,400円
	種別	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
分館	第1学習室	800円	900円	1,200円	2,900円
	第2学習室	800円	900円	1,200円	2,900円
	実習室	800円	900円	1,200円	2,900円
	和室	600円	700円	1,000円	2,300円

備考

1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

改正後

号)に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割相当額を増徴する。

2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 大ホール及びイベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

改正前

号)に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割相当額を増徴する。

2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割相当額を増徴する。

3 大ホール及びイベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 平成20年6月24日条例第34号					○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 平成20年6月24日条例第34号				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
1 施設利用料					1 施設利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
集会室	2,640円	3,740円	4,840円	11,220円	集会室	2,400円	3,400円	4,400円	10,200円
和室	660円	770円	1,100円	2,530円	和室	600円	700円	1,000円	2,300円
調理室	880円	990円	1,320円	3,190円	調理室	800円	900円	1,200円	2,900円
実習室	660円	770円	1,100円	2,530円	実習室	600円	700円	1,000円	2,300円
第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円	第1学習室	800円	900円	1,200円	2,900円
第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円	第2学習室	800円	900円	1,200円	2,900円
第3学習室	880円	990円	1,320円	3,190円	第3学習室	800円	900円	1,200円	2,900円
備考					備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。				
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の					2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の				

改正後

2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

2 設備利用料

単位	金額
1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	3,300円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

改正前

2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

2 設備利用料

単位	金額
1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	3,000円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																																						
<p>○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日 教委規則第29号</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は次の各号の一に該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料の5割相当額(1円未満の端数は、切り捨てる。)を減額する。</p> <p>(1) 市がその事務事業のために使用するとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。</p> <p>(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。</p> <p>(4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 使用者が第11条の規定にしたがいその施設及び設備の使用中止を届けた場合は、次のとおり使用料を還付する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>使用中止届出期間</th> <th>還付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>使用日</td> <td>6箇月まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前</td> <td>4箇月まで</td> <td>5割相当額</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>使用日</td> <td>3日まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第4条第2項の規定により、大ホールの使用の申請期間に併せてその他の施設の使用の申請を行った場合の当該施設に係る還付料の額については、前項に規定するその他の施設の規定にかかわらず、使用中止届出期間が使用日前6箇月までにあつては全額、4箇月までにあつては5割相当額とする。</p> <p>3 条例第9条第3号及び4号に該当し、委員会がその使用を取り消した場</p>	施設名		使用中止届出期間	還付料	大ホール	使用日	6箇月まで	全額	前	4箇月まで	5割相当額	その他の施設	使用日	3日まで	全額		前			<p>○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日 教委規則第29号</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は次の各号の一に該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料の5割相当額を減額する。</p> <p>(1) 市がその事務事業のために使用するとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。</p> <p>(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。</p> <p>(4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 使用者が第11条の規定にしたがいその施設及び設備の使用中止を届けた場合は、次のとおり使用料を還付する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>使用中止届出期間</th> <th>還付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>使用日</td> <td>6箇月まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前</td> <td>4箇月まで</td> <td>5割相当額</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>使用日</td> <td>3日まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第4条第2項の規定により、大ホールの使用の申請期間に併せてその他の施設の使用の申請を行った場合の当該施設に係る還付料の額については、前項に規定するその他の施設の規定にかかわらず、使用中止届出期間が使用日前6箇月までにあつては全額、4箇月までにあつては5割相当額とする。</p> <p>3 条例第9条第3号及び4号に該当し、委員会がその使用を取り消した場</p>	施設名		使用中止届出期間	還付料	大ホール	使用日	6箇月まで	全額	前	4箇月まで	5割相当額	その他の施設	使用日	3日まで	全額		前		
施設名		使用中止届出期間	還付料																																				
大ホール	使用日	6箇月まで	全額																																				
	前	4箇月まで	5割相当額																																				
その他の施設	使用日	3日まで	全額																																				
	前																																						
施設名		使用中止届出期間	還付料																																				
大ホール	使用日	6箇月まで	全額																																				
	前	4箇月まで	5割相当額																																				
その他の施設	使用日	3日まで	全額																																				
	前																																						

改正後

合は使用料の全額を還付する。

- 4 委員会は、前各項の規定によるほか、使用料の還付について特に理由がある場合は、別にこれを決定する。

別表（第8条関係）

市民館設備使用料一覧

1 ホール

種別	品名	金額	回数	単位	備考	
音響設備	拡声装置	円 1,650	1	1式		
	補助ミキサー	550	1	1台		
	ダイナミックマイクロホン	220	1	1本		
	コンデンサーマイクロホン	660	1	1本		
	ワイヤレスマイクロホン	1,210	1	1本		
	ディスク・プレーヤー	550	1	1台	レコード、CD等の再生専用	
	録音再生機器	550	1	1台	テープ、MD等の録音再生用	
	音響効果装置		550	1	1台	マイクロホン用3点吊装置
			550	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置
			550	1	1台	可搬型スピーカークラス
		550	1	1台	ランニング装置	

改正前

合は使用料の全額を還付する。

- 4 委員会は、前各項の規定によるほか、使用料の還付について特に理由がある場合は、別にこれを決定する。

別表（第8条関係）

市民館設備使用料一覧

1 ホール

種別	品名	金額	回数	単位	備考	
音響設備	拡声装置	円 1,500	1	1式		
	補助ミキサー	500	1	1台		
	ダイナミックマイクロホン	200	1	1本		
	コンデンサーマイクロホン	600	1	1本		
	ワイヤレスマイクロホン	1,100	1	1本		
	ディスク・プレーヤー	500	1	1台	レコード、CD等の再生専用	
	録音再生機器	500	1	1台	テープ、MD等の録音再生用	
	音響効果装置		500	1	1台	マイクロホン用3点吊装置
			500	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置
			500	1	1台	可搬型スピーカークラス
		500	1	1台	ランニング装置	

改正後					改正前						
		550	1	1台	その他の装置		500	1	1台	その他の装置	
照明	ボーダーライト	440	1	1列		照明	ボーダーライト	400	1	1列	
設備	アッパーホリゾントライト	660	1	1列		設備	アッパーホリゾントライト	600	1	1列	
	ローアホリゾントライト	440	1	1列			ローアホリゾントライト	400	1	1列	
	サスペンションライト	1,100	1	1列			サスペンションライト	1,000	1	1列	
	プロセニウムスポットライト	1,100	1	1列			プロセニウムスポットライト	1,000	1	1列	
	トーメンタルスポットライト	1,100	1	1式			トーメンタルスポットライト	1,000	1	1式	
	フットライト	220	1	1列			フットライト	200	1	1列	
	シーリングスポットライト	1,100	1	1列			シーリングスポットライト	1,000	1	1列	
	ライトバトン	1,100	1	1列	高津に適用		ライトバトン	1,000	1	1列	高津に適用
	フロントサイドスポットライト	1,100	1	1式			フロントサイドスポットライト	1,000	1	1式	
	サイドライトバトン	1,100	1	1式	高津に適用		サイドライトバトン	1,000	1	1式	高津に適用
	スポットライト	110	1	1台	0.5キロワット以下		スポットライト	100	1	1台	0.5キロワット以下
		220	1	1台	0.5キロワットを超え1.0キロワットまで			200	1	1台	0.5キロワットを超え1.0キロワットまで
		330	1	1台	1.0キロワットを超えるもの			300	1	1台	1.0キロワットを超えるもの
	ピンスポットライト	1,100	1	1台			ピンスポットライト	1,000	1	1台	
	ストリップライト	55	1	1基	0.9メートル		ストリップライト	50	1	1基	0.9メートル

改正後				改正前					
舞台 設備	照明効果装置	110	1	1基	1.8メートル	100	1	1基	1.8メートル
		440	1	1台	ミラーボール	400	1	1台	ミラーボール
		440	1	1台	リップルマシン	400	1	1台	リップルマシン
		440	1	1台	オーロラマシン	400	1	1台	オーロラマシン
		440	1	1台	ストロボマシン	400	1	1台	ストロボマシン
		440	1	1台	エフェクトマシン	400	1	1台	エフェクトマシン
		440	1	1台	ミニプロフィール	400	1	1台	ミニプロフィール
		440	1	1台	その他の装置	400	1	1台	その他の装置
	ディスク	110	1	1枚	ディスク	100	1	1枚	
	先玉	110	1	1個	先玉	100	1	1個	
	元玉	110	1	1個	元玉	100	1	1個	
	演壇	330	1	1式	演壇	300	1	1式	
	司会者台	220	1	1台	司会者台	200	1	1台	
	反響板	1,650	1	1式	照明付	1,500	1	1式	照明付
	指揮台	110	1	1台	指揮台	100	1	1台	
	指揮者用譜面台	110	1	1台	指揮者用譜面台	100	1	1台	
	譜面台	55	1	1台	譜面台	50	1	1台	
	譜面灯	55	1	1台	譜面灯	50	1	1台	
	椅子	22	1	1脚	椅子	20	1	1脚	
	コントラバス用椅子	55	1	1脚	コントラバス用椅子	50	1	1脚	
長机	110	1	1脚	長机	100	1	1脚		
所作台	2,200	1	1式	所作台	2,000	1	1式		
平台	110	1	1台	平台	100	1	1台		
足	11	1	1個	足	10	1	1個		
松羽目	1,100	1	1式	松羽目	1,000	1	1式		

改正後					改正前				
	鳥屋囲	550	1	1式		鳥屋囲	500	1	1式
	金屏風	1,100	1	1双		金屏風	1,000	1	1双
	銀屏風	1,100	1	1双		銀屏風	1,000	1	1双
	紅白幕	220	1	1枚		紅白幕	200	1	1枚
	浅黄幕	220	1	1枚		浅黄幕	200	1	1枚
	紗幕	220	1	1枚		紗幕	200	1	1枚
	遠見	1,100	1	1枚		遠見	1,000	1	1枚
	地がすり	330	1	1枚		地がすり	300	1	1枚
	もうせん	330	1	1枚		もうせん	300	1	1枚
	長座布団	110	1	1枚		長座布団	100	1	1枚
	高座用座布団	110	1	1枚		高座用座布団	100	1	1枚
	座布団	22	1	1枚		座布団	20	1	1枚
	上敷	110	1	1枚		上敷	100	1	1枚
	バレエシート	4,400	1	1式 麻生に適用 (テーブル別)		バレエシート	4,000	1	1式 麻生に適用 (テーブル別)
	大太鼓	220	1	1式		大太鼓	200	1	1式
	ピアノ	5,500	1	1台 フルコンサート (調律別)		ピアノ	5,000	1	1台 フルコンサート (調律別)
	スクリーン	220	1	1張		スクリーン	200	1	1張
	浴室	550	1	1室		浴室	500	1	1室
その他	その映写機	880	1	1台 16ミリ		その映写機	800	1	1台 16ミリ
	ビデオプロジェクター	880	1	1台 高津に適用		ビデオプロジェクター	800	1	1台 高津に適用
	液晶プロジェクター	1,650	1	1台 幸・中原・麻生に適用		液晶プロジェクター	1,500	1	1台 幸・中原・麻生に適用
	持込器具	110	1	1キロワット		持込器具	100	1	1キロワット

改正後

2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,650	1	1式	テープレコーダー レコードプレーヤー マイクロホン ビデオプロジェク ター（高津・多摩 に適用）
照明設備	1,100	1	1式	宮前・多摩・麻生 に適用
ピアノ	3,300	1	1台	セミコンサート （調律別）
レクチャーテーブル	550	1	1式	会議室にも適用
金屏風	1,100	1	1双	高津・多摩・麻生 に適用

3 その他の設備

品名	金額	回数	単位	備考
陶芸窯	円 3,300	1	1台	中原・多摩に適用

備考

- 1 本表1及び2においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 前項において、使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

改正前

2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,500	1	1式	テープレコーダー レコードプレーヤー マイクロホン ビデオプロジェク ター（高津・多摩 に適用）
照明設備	1,000	1	1式	宮前・多摩・麻生 に適用
ピアノ	3,000	1	1台	セミコンサート （調律別）
レクチャーテーブル	500	1	1式	会議室にも適用
金屏風	1,000	1	1双	高津・多摩・麻生 に適用

3 その他の設備

品名	金額	回数	単位	備考
陶芸窯	円 3,000	1	1台	中原・多摩に適用

備考

- 1 本表1及び2においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 前項において、使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。

改正後	改正前
3 本表3の陶芸窯の使用については、市民館の施設を使用して創作した作品に限る。	3 本表3の陶芸窯の使用については、市民館の施設を使用して創作した作品に限る。

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																																
○川崎市教育文化会館使用規則 昭和42年3月31日教委規則第3号	○川崎市教育文化会館使用規則 昭和42年3月31日教委規則第3号																																
(使用料の減免)	(使用料の減免)																																
第7条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、会館の施設及び設備の使用料の5割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）を減額する。	第7条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、会館の施設及び設備の使用料の5割相当額を減額する。																																
(1) 市がその事務事業のために使用するとき。	(1) 市がその事務事業のために使用するとき。																																
(2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。	(2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。																																
(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。	(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。																																
(4) 市行政と密接な関係を有し、市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。	(4) 市行政と密接な関係を有し、市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。																																
2 委員会は、前項の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。	2 委員会は、前項の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。																																
(使用料の還付)	(使用料の還付)																																
第13条 使用者が第11条の規定にしたがいその施設及び設備の使用中止を届けた場合は、次のとおり使用料を還付する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	第13条 使用者が第11条の規定にしたがいその施設及び設備の使用中止を届けた場合は、次のとおり使用料を還付する。																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用中止届出期間</th> <th style="text-align: center;">還付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大ホール</td> <td style="text-align: center;">使用日 前</td> <td style="text-align: center;">6箇月まで 全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">4箇月まで 5割相当額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">イベントホール</td> <td style="text-align: center;">使用日 前</td> <td style="text-align: center;">1箇月まで 全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">2週間まで 5割相当額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の会館の施設</td> <td style="text-align: center;">使用日 前</td> <td style="text-align: center;">3日まで 全額</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用中止届出期間	還付料	大ホール	使用日 前	6箇月まで 全額	前	4箇月まで 5割相当額	イベントホール	使用日 前	1箇月まで 全額	前	2週間まで 5割相当額	その他の会館の施設	使用日 前	3日まで 全額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用中止届出期間</th> <th style="text-align: center;">還付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大ホール</td> <td style="text-align: center;">使用日 前</td> <td style="text-align: center;">6箇月まで 全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">4箇月まで 5割相当額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">イベントホール</td> <td style="text-align: center;">使用日 前</td> <td style="text-align: center;">1箇月まで 全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">2週間まで 5割相当額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の会館の施設</td> <td style="text-align: center;">使用日 前</td> <td style="text-align: center;">3日まで 全額</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用中止届出期間	還付料	大ホール	使用日 前	6箇月まで 全額	前	4箇月まで 5割相当額	イベントホール	使用日 前	1箇月まで 全額	前	2週間まで 5割相当額	その他の会館の施設	使用日 前	3日まで 全額
施設名	使用中止届出期間	還付料																															
大ホール	使用日 前	6箇月まで 全額																															
	前	4箇月まで 5割相当額																															
イベントホール	使用日 前	1箇月まで 全額																															
	前	2週間まで 5割相当額																															
その他の会館の施設	使用日 前	3日まで 全額																															
施設名	使用中止届出期間	還付料																															
大ホール	使用日 前	6箇月まで 全額																															
	前	4箇月まで 5割相当額																															
イベントホール	使用日 前	1箇月まで 全額																															
	前	2週間まで 5割相当額																															
その他の会館の施設	使用日 前	3日まで 全額																															
2 第4条第2項の規定により、大ホール又はイベントホールの使用の申請期間に併せて大ホール及びイベントホール以外の施設の使用の申請を行う	2 第4条第2項の規定により、大ホール又はイベントホールの使用の申請期間に併せて大ホール及びイベントホール以外の施設の使用の申請を行う																																

改正後

た場合の当該施設に係る還付料の額については、前項に規定する大ホール及びイベントホール以外の施設の規定にかかわらず、大ホール又はイベントホールの還付の規定にしたがう。

3 条例第9条第4号及び第5号に該当し、委員会がその使用を取り消した場合は、使用料の全額を還付する。

4 委員会は、前各項の規定によるほか、使用料の還付について特に理由がある場合は、別にこれを決定する。

別表（第8条関係）

教育文化会館設備使用料一覧

1 大ホール

種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響 設備	拡声装置	円	1	1式	
		1,650			
	補助ミキサー	550	1	1台	
	ダイナミックマイク	220	1	1本	
	クロホン				
	コンデンサーマイク	660	1	1本	
	クロホン				
	超指向性マイクロホン	880	1	1本	
	ワイヤレスマイク	1,210	1	1本	
クロホン					
レコードプレーヤー	1,100	1	1台	2連演奏卓	
テープレコーダー	1,100	1	1台	デスク型	
ディスク・プレーヤー	550	1	1台	レコードプレーヤー以外のレコード、CDの再生専用	

改正前

た場合の当該施設に係る還付料の額については、前項に規定する大ホール及びイベントホール以外の施設の規定にかかわらず、大ホール又はイベントホールの還付の規定にしたがう。

3 条例第9条第4号及び第5号に該当し、委員会がその使用を取り消した場合は、使用料の全額を還付する。

4 委員会は、前各項の規定によるほか、使用料の還付について特に理由がある場合は、別にこれを決定する。

別表（第8条関係）

教育文化会館設備使用料一覧

1 大ホール

種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響 設備	拡声装置	円	1	1式	
		1,500			
	補助ミキサー	500	1	1台	
	ダイナミックマイク	200	1	1本	
	クロホン				
	コンデンサーマイク	600	1	1本	
	クロホン				
	超指向性マイクロホン	800	1	1本	
	ワイヤレスマイク	1,100	1	1本	
クロホン					
レコードプレーヤー	1,000	1	1台	2連演奏卓	
テープレコーダー	1,000	1	1台	デスク型	
ディスク・プレーヤー	500	1	1台	レコードプレーヤー以外のレコード、CDの再生専用	

改正後					改正前					
	録音再生機器	550	1	1台	テープレコーダー以外の録音再生用	録音再生機器	500	1	1台	テープレコーダー以外の録音再生用
	音響効果装置	550	1	1台	マイクロホン用2点吊装置	音響効果装置	500	1	1台	マイクロホン用2点吊装置
		550	1	1台	マイクロホン用3点吊装置		500	1	1台	マイクロホン用3点吊装置
		550	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置		500	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置
		550	1	1台	可搬型スピーカー類		500	1	1台	可搬型スピーカー類
		550	1	1台	その他の装置		500	1	1台	その他の装置
		550	1	1台	その他の装置		500	1	1台	その他の装置
照明 設備	ボーダーライト	550	1	1列		照明 設備	ボーダーライト	500	1	1列
	アッパーホリゾン トライト	1,100	1	1列		アッパーホリゾン トライト	1,000	1	1列	
	ローアホリゾン トライト	660	1	1列		ローアホリゾン トライト	600	1	1列	
	サスペンションラ イト	2,200	1	1列		サスペンションラ イト	2,000	1	1列	
	フットライト	440	1	1列		フットライト	400	1	1列	
	第1シーリングス ポットライト	880	1	1列	0.5キロワット以下	第1シーリングス ポットライト	800	1	1列	0.5キロワット以下
	第2シーリングス ポットライト	2,200	1	1列	0.5キロワットを超え1.0 キロワットまで	第2シーリングス ポットライト	2,000	1	1列	0.5キロワットを超え1.0 キロワットまで
	第3シーリングス ポットライト	2,750	1	1列	1.0キロワットを超えるも の	第3シーリングス ポットライト	2,500	1	1列	1.0キロワットを超えるも の
	フロントサイドス ポットライト	1,540	1	1式	上手、下手室付	フロントサイドス ポットライト	1,400	1	1式	上手、下手室付
	スポットライト	110	1	1台	0.5キロワット以下	スポットライト	100	1	1台	0.5キロワット以下

改正後					改正前					
		220	1	1台	0.5キロワットを超え1.0 キロワットまで		200	1	1台	0.5キロワットを超え1.0 キロワットまで
		330	1	1台	1.0キロワットを超えるもの		300	1	1台	1.0キロワットを超えるもの
	ピンスポットライト	1,100	1	1台			1,000	1	1台	
	ストリップライト	55	1	1基	0.9メートル		50	1	1基	0.9メートル
		110	1	1基	1.8メートル		100	1	1基	1.8メートル
	照明効果装置	440	1	1台	ミラーボール		400	1	1台	ミラーボール
		440	1	1台	稲妻		400	1	1台	稲妻
		440	1	1台	焰		400	1	1台	焰
		440	1	1台	虹オーロラマシン		400	1	1台	虹オーロラマシン
		440	1	1台	ビーマックス		400	1	1台	ビーマックス
		440	1	1台	エフェクトマシン		400	1	1台	エフェクトマシン
		440	1	1台	その他の装置		400	1	1台	その他の装置
	ディスク	110	1	1枚			100	1	1枚	
	先玉	110	1	1個			100	1	1個	
	元玉	110	1	1個			100	1	1個	
	プロジェクターズ ポット	330	1	1台			300	1	1台	
舞台	演壇	330	1	1台		舞台	300	1	1台	
設備	反響板	3,300	1	1式		設備	3,000	1	1式	
	指揮台	110	1	1台			100	1	1台	
	指揮者用譜面台	110	1	1台			100	1	1台	
	譜面台	110	1	1台	スタンド式譜面灯付		100	1	1台	スタンド式譜面灯付
	椅子	22	1	1脚			20	1	1脚	
	コントラバス用椅	55	1	1脚			50	1	1脚	

改正後					改正前				
子					子				
長机	110	1	1脚		長机	100	1	1脚	
書記机	220	1	1脚		書記机	200	1	1脚	
所作台	4,400	1	1式		所作台	4,000	1	1式	
平台	110	1	1台		平台	100	1	1台	
足	11	1	1個		足	10	1	1個	
松羽目	1,100	1	1式		松羽目	1,000	1	1式	
金屏風	1,100	1	1双		金屏風	1,000	1	1双	
銀屏風	1,100	1	1双		銀屏風	1,000	1	1双	
鳥の子屏風	1,100	1	1双		鳥の子屏風	1,000	1	1双	
紅白幕	440	1	1枚		紅白幕	400	1	1枚	
浅黄幕	440	1	1枚		浅黄幕	400	1	1枚	
地がすり	550	1	1枚		地がすり	500	1	1枚	
もうせん	330	1	1枚		もうせん	300	1	1枚	
長座布団	110	1	1枚		長座布団	100	1	1枚	
高座用座布団	110	1	1枚		高座用座布団	100	1	1枚	
座布団	22	1	1枚		座布団	20	1	1枚	
大太鼓	220	1	1式		大太鼓	200	1	1式	
上敷	110	1	1枚		上敷	100	1	1枚	
浴室	1,100	1	1室		浴室	1,000	1	1室	
ピアノ	2,200	1	1台	アップライト (調律別)	ピアノ	2,000	1	1台	アップライト (調律別)
	3,300	1	1台	セミコンサート (調律別)		3,000	1	1台	セミコンサート (調律別)
	5,500	1	1台	フルコンサート (調律別)		5,000	1	1台	フルコンサート (調律別)
	8,800	1	1台	フルコンサート		8,000	1	1台	フルコンサート

改正後				
				スタンウェイ (調律別)
	オーケストラピット	3,300	1	1式
その他	持込器具	110	1	1キ ロワ ット

2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,650	1	1式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン
照明設備	1,100	1	1式	
映写機	880	1	1式	16ミリ
ピアノ	3,300	1	台	セミコンサート (調律別)
レクチャーテーブル	550	1	式	会議室にも適用

3 1及び2以外の設備

品名	金額	回数	単位
拡声装置 (テープレコーダー付き)	1,100円	1	1台
ビデオプロジェクター	1,100円	1	1台

備考

- 1 本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

改正前				
				スタンウェイ (調律別)
	オーケストラピット	3,000	1	1式
その他	持込器具	100	1	1キ ロワ ット

2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,500	1	1式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン
照明設備	1,000	1	1式	
映写機	800	1	1式	16ミリ
ピアノ	3,000	1	台	セミコンサート (調律別)
レクチャーテーブル	500	1	式	会議室にも適用

3 1及び2以外の設備

品名	金額	回数	単位
拡声装置 (テープレコーダー付き)	1,000円	1	1台
ビデオプロジェクター	1,000円	1	1台

備考

- 1 本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則 平成20年6月27日 教委規則第15号</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市がその事務事業のため使用するとき。 5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)</p> <p>(2) 国又はその他の地方公共団体がその事業のため使用するとき。 5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)</p> <p>(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のため使用するとき。 5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)</p> <p>(4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のため使用するとき。 5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は委員会が特に理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則 平成20年6月27日 教委規則第15号</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市がその事務事業のため使用するとき。 5割相当額</p> <p>(2) 国又はその他の地方公共団体がその事業のため使用するとき。 5割相当額</p> <p>(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のため使用するとき。 5割相当額</p> <p>(4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のため使用するとき。 5割相当額</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は委員会が特に理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>